

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第一回定例会村議会議事録 ----- | 1 |
| 第二回臨時議会議事録 ----- | 13 |
| 第三回村臨時議会議事録 ----- | 23 |
| 第四回臨時議会議事録 ----- | 29 |

※目次は復刻版の為、作成しました。

議業第一號
井上藤巣

特別選舉による議員の議席決定につき
議會之議規則第七條第八條の規定により一九五三年三月十九日施行の選舉による補充
議員の議席を拘束決定せんとする

一九五三年六月三日提出

大曾味村長官署金澤那



大曾味村議會議長及

印

補充議會議事補決定記通

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 | 一番 | 傳次 |
| 官城素清福 | 平良仲藏 | 宮城萬昌 | 平良城 | 官城萬昌 | 平良城 | 官城萬昌 | 平良城 | 氏名 |
| 補光 | 備要 |
| 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 | 一番 | 傳次 | 傳次 |
| 前田善秀 | 前田善秀 |
| " " " | " " " | " " " | " " " | " " " | " " " | " " " | " " " | 備要 |

提出書
議案第二號
本村議会議長、議長辭任による議会の許
可を得ることについて
市町村自治法第47条の規定により許
可を得人とする
一九五三年六月二日提出
大宜味村長金次郎
大宜味村議會議長
同日不當可決

株式会社
日本機械業

議長職定につり
議長職の辞任許可を得たに付し布町村句
況該第47条の規定に付し議長を置
立せん。

一九五三年六月一日提出

大宜味村信金 欽却



大宜味村機械会社

同日原案了決

提出議案
議案第4號
正副議長選舉につり
市町村有汽船等四十三條の規定に依り
選舉せんと
一九三三年六月二日提出
大宜津村長會合印

大宜津村議會設置
同日原井傳次



議案第五號

一九五三年度大宜味村歳入歳出追加更正豫算議定について
一九五三年度大宜味村歳入歳出豫算別紙の通り追加更正
せんとす

一九五三年六月二日提出

大宜味村長宮里金次郎

大宜味村議會議長久保文

五三〇六二年修正議決

第一回 木議會久議錄

日時、一五之年六月二日午前拾時或拾四十分會
出場人物、村役會議室

出席議員、大山茂一、吉城剛一、照屋林章、吉城萬昌
平井仲藏、平良嘉清、宮城壽富、野里耕一
大曾深水、水箱福助、助天野鐵男、東武郎
津波勤助、前田善秀、喜多義孝、產業課長、照屋林則
神山村、收入係、依幸喜、產業課長、照屋林則

議案、

第一議案、議員選舉手續を定め、議事規則を決定する
第二議案、議員選舉手續を定め、議事規則を決定する
第三議案、議員選舉手續を定め、議事規則を決定する
第四議案、正副議長選舉手續を定め、議事規則を決定する
第五議案、議員選舉手續を定め、議事規則を決定する

議長開會先づ本議會、議席を置く（書記官の下に久藤毛記）
議事規則を封じて巡回して配付結果を報告する
議員登場する。議事規則有り議長指揮の下に議事規則
七人が宣誓し（小説）御墨、議事規則から
（小説）之を十二番御願、一吉方

議事、議案第二號御審議事項書記胡說議會名規則第7条、余規定本會議事會由總幹事付託之議事處長總幹事一員、秘書一員、會議第一權委員七人、（里議事會成員不齊多）總幹事之議事處長確定致付託

議長、休憩致ます(午後拾時拾五分) 14. 會考室(拾時拾九分)

議長、是非御心の承認を仰がんとする
十番(天節)現生の修造にて前、以て一
議長、以有の同上之物、是れ工具物替成願付す。(替成二字者あり)物替成二字
議長、信託議定致す。又總合議事之端と上程致しす(書面已附備)
有天野錦代(國連教官報名)市町村自治法四十条規定下に取扱
相違事項之全愈確かにあらゆる御引付にて、

鐵人、鐵人有難い御机づけし人（自布人着）

議長、御當若の議事と御禮。事を述べて、議長の鐵筆にて、
書写し、去る二月廿日、西日本新聞社に送付し、松井署名人二十人が出席議事。戰勝
執行上院議事から他に、指揮の立役へあつた者が、(軍議院)議事者
されど、は、議會議事と名づけられ、は、第四回議事、終程します
議院議事)選舉の方法体一と向かふ

大喬(前田)選舉が可;
小喬(宮寿)投票不選舉不可

合議事務事務成立する外意見ある事なし
合議事務成立する
二番(木)休会にしては
審議休会事務が多々ある
十三番(木)審議の都合上連繩にて精算が可
合議事務休会事務が多々ある
十五番(津波)精算成
運賃事務成立案します精算の方舟手筋事務
精算舟手多數と認め休會します(会時五十分)
再開(会時七分)を宣し十六番(正副議長)より正副議長に之を要す
運賃下ます。書面投票一用紙配付す
開票立会い如何る方法にて行(議事手筋の事)これでは
二番、十四番議員も開票立会に當り易く済み
運賃貢來ナ前通

記

正副議長別
議長
二票
一票
三分一票
二六二票

大氏
天野山
坂井
坂井
平天
吉川
宮城萬
吉川
水藏助
一助
吉川

當選決定
次選決定
當選決定

議長、朝来報答を終り臨時議長自席へ着く（松波時武会）
議長、就任挨拶と協力方依頼がて引続副議長同様主席の挨拶をす
る（村長）補充並に増員となり今後議會運営に期する所大いに了
正副議長共に取道在省を得て感謝の意表すと共に之御健斗
致辭相懇切して村民福祉の為萬全を期せられ度くお頼ります
議長、第二議上程致す書記朝倉議長挨拶者説明を去
る（村長）二月八日つて旧法で税施行セヨとの通牒接し短期で賦課徵收
せざるを得ずかくかく早期制産確立へ金島市町村長會議にて政府及
支法院より要請したが政府支法要請が先づれどつて各市町村同一閣
などかてゐる所、乃ち行政運営上支撑甚しく本村にて滞納税が多ひ
は短期内に連続賦課と農村金詰りが最大の原因だと田代料セラう
奉給支拂不能の村が多いのは前述の様に其通的現れではからうか
調整交付金額見透しがつかず現金があるに追加更正予算はなく
想年度繰り越しに過ぎかねずから然るに之海審議願度
議長、内容について御説明候ひ、
委員会役員別紙より提出議入にて内容説明をす
十番会員休憲して研究しう
議長、今十番議員から木村心力議員です（賛成者多数）
御賛成ですから休憲致します。正午 中止
議長、年報を宣す 後援一年二十分
会員（宮寺）才八から逐条審議しては
十番（天野）才八から逐条審議して質問した、会員議員と同感

議長 それで次へ第十二番の御意見如何議論の方から順序會議本
十二番前) 第二款第一目三目四目の株式と払込み状況は

答(衆) 琉球銀行株百圓二。五株海運會社株百圓二。五株琉球石油會社
一株百圓二。株何れも金額已込済す。

主査(天野) 第二款第十目木產物一ノリ方針は? 微税困難理由は?
答(衆) 木材を大類のみ場所は定せず日本材が大量今荷物輸入材生
産極度燃下業者不振の上引取税が現場で購入人から徴収する事で
際、際取引不利不便あり徴収困難より自主的納税並に通商部より困難

主査(宮原) 第二款二目森林手數料外貿項目ありますか(答) 有

五番宮原) 第二款二目山林收入と移出豚手数料收入欠かさず(答)

主査(天野) 山林收入久々んづこほ遺憾心ふ再検討を要す

主査(天野) 木料下りは担当区域の方針の様な出来事良公私共欲
主査(宮原) 軍事が丁度水害に際し付近の村民公私云々之欲

次に第六款の全国確定セヤ(答) 第二目外國の外確定セヤ

主査(宮原) 二回統計補助月つ(答) 第二調査官驻村在療止くより木支會が
兼職したる五月から六月と一般統計補助月。内分を計上す

主査(天野) 四目農事普及の補助費全額の半分(答) 然る振替補助は

主査(宮原) 寄附金

議長 権利縮減の様です。提出審議得ります先ず第一款から

主査(天野) 皆内訳して進行

主査(天野) 事業改善及給付料の戦費出面相違がある様な戦費四箇月分が

戦費二ヶ月分恰度一月分の四・一〇円の計算がある

外公文書
甚だ惜しい人材の第一回は二ヶ月が正四ヶ月計上

誤りですから御修正願います

議論
音楽による修正御用が假ります。別に都合、向こう本せんか
会員券第7款。自二回Kつて(答)自は普通標準、山林果樹業者より
自はハアツルの委託經營K1. 計画案、どこの芝草、茶葉、檀香などの他
更正予算を提出いたします。

三番(密)ハラ音楽展示會。祭壇幕布が庄内牧場にて開催、之九月
の回国後からが丁寧の都合で一も署名が得られず、事務と之九月の本村
音楽育成会からも予算化され程度の當年残額へ載り度、
管、村長全員は本村当局が当然持べきである様な事務の立前付見下し
更正予算の際了りた。

七番余缺第七款。自五回十回Kつて(答)三回休山林園業種子代のハ

五回は各部落直轄として道の為、國政未定。自は当初予算Kが追加更正
計上したのは当初予算Kに於ては著書、官僚財政調整支給金團費外れあることを以て200万
三番(密)樹業者、本園業者等の針毛を請むる所見書面、尚中間農道新設
助成申請中止に将来、茶園、果樹園の敷地が村民面に進歩する
七番(密)當初予算第一回は本園業者、茶園、果樹園の敷地が村民面に進歩する
(答)支拂す。

議論
本園業者、内閣の意見から、省令より多數附着する
御用内閣に之から本園業者、御用宣傳(之等の事)

右誠本件相手アリモセ

一九五一年六月二十日

之番 宮城 利一
右署名
平良仲藏

大會第一

大會村議會總報告

西二年七月二十日開會。本村議會作七月三十日開會。

（本村議會之詳況請參看以下會議紀錄）

通報告終

西二年七月二十日

大會村議會長

總報告人
李平義

第二回 諸議會議事錄

日時 一月二十日 年月日 時
場所 村役會議室、参出：村長官事會、收役員、審事會
出席者 大山茂（3. 宮城剛、4. 照屋林章、5. 宮城萬四
平良義清、8. 宮城善福、9. 野里耕一、10. 大庭深水、11. 佐藤章
安野敏助、12. 友當可喜次、13. 東武郎、14. 津波新助、15. 前田善秀
久布恭貞、宮城正行（日本旅行中）、平良仲藏（那須出張中）
議會決定宣言：署名二人如何亦可方法で誤りかと曰へば（議長指
定事例）では議長指名致す。集十番議會（あ縣）にあす
議長申傳れ爲し議事司程報告致し事

本日、會議付付宗事件

日程第一、八五三度裁合裁出決算を決定（）

議案、第、九號

第二、支事處會計帳冊出予算議定（）

第七號

第三、大曾味村付賃時借議定（）

第八號

追加議案

第四、大曾味村議會委員會條例設定（）

第九號

議長、第六號御審議願付（書記神山朗撃）

參、收入於審議事例決算事項が説明

議長、松之、議會、數目、監査結果正確に相違未申さる故致

土番（天野助）木材取引様（）の説明未申

公業者之件、御協議上徵稅委託したが收入減、主因謝城請面、

困難自然振盪の状況より取引額が徴稅が出来ず於て錢波業者が

病氣、請求して納付しかつたが、他業者休業微收の幾分かは

うが大体納付済みである

十一番 議事は
參、何頃の百分十で着手から微收す
十一番 見込割当が(然り)
十一番 割当は内付が實施されずといふ意味か
参考 然り、生産見込と時との関係は要因とする
十一番 本年度の採面積材積立木何様? 之が割当へとは
着手引取物を説明面積三分町材積七分石 価額一九五円
議長 正十二時ですから休憩致します 中止時間午後二時開会します

中止

議長 再開致します(一時三十分) 議論、決議は承認せんが
十一番 出組検査報告書からよりえて認定には賛成通り
十一番 第八款之目が勘出され。七月五日の前用紙は、造林補助金を支払ふ
着手 造林規定による支払不可
十一番 造林補助の付込割合は
着手 造林は五ヶ年分用額地は又三分村分荒原地は又三分
議長 十書(前用書秀) 議會の認定動議如何
十一番 監査委員が認定にかられ認定には之意志表示は不適当と申す
議長 議會が認定するが方前
十一番 造林は既にされ監査もされたから次の議事と関連からとの申す
十一番 五四年度予算は既に定められることの後手にて差支へ
参考 自治法十四条文頂点が通常予算審議の上認定する事ある
議長 木令致します(一時四十分) 休憩再開(二時十五分)
議長 諸君第幾は御意見(軍械費成計小者多數あり) 御異議か
認められ承認せん

記録の目的アンクス購合計上りヨウ統許申請中ヨウ大考模
猪立神修構築による猪害防止計画更に石鳥の結果と二。所の休
閑地利用に致すべく中國農道整備字名同様い各農林省
との協議がなされ
校会内終了されれば相手次の年春に：入金山形次回激励と
視察学校役員會議と各代表を宣傳費にて終合せ定會の
優勝者に報奨外又は個人事業、計画其下研究會の貢献度、
參議院議長、議長等の紙面で賞出され説明文書
議長説明之後に於て研究會の研究檢討上本會議にて審議
之は如何がなすか審議成し并に有易教が、物質成し認められ
ます。日程にすが七月三日追加開催致しましたが御墨議有りま
せんが裏議事としてお尋ねされ御墨議と認められます
次議事第十九議題(議長議定下)：付議案承認す(書記神山朗説)
參議院議長高橋入頃參議院行はるは必要度大相しろれがります。
議事第十九議題通じて參議院議長すまつが之計度能く後收へつま
財課徵收五年定期的七事務局も是非情入しかれば行政運営
に支拂うる事無きに付するが故に(議成爲門)。
御墨議内御墨議無く認め複定議と致ります
休會致します午後四時十五分。

七月五日再會 午後五時之五分
議 會議實行公報出張中十番議會が病氣欠席の爲め事務官指揮され
本件が本件事務官指揮の爲め個人の意見有無を差支へたりまち
か(重複事項)シテ者あり。乙は五年十一番議會に於ける事す
該長較平素幾多懶出何れを先づ(出でりの事あり)とは成
山から送る審議致仕すでは、嵩山第十一款K一二。

十一番第一項目、州減價議及議會令の會合回数を減じて圖る

精成の戸数

載天元款K一二
十一番一目山原峯精成二目修正書五年度十五ヶ月迄本年
度十二月迄之月の差額を減じて、村長、入山見察事完円計上に
備品購き四七。内修正、消耗費、通信運搬費、雜費、減休何れも精
成本校との之月の差額を放く図る。四目原峯精成三項原定精成
議表十一番議會修正動議御承認ありまじか全會審議事と拂ふでは次K.
十一番之款四款五款は原峯精成、一括議して也、以て
該款今御意見如何かを以て(全會審議成せば)とは第、り、案に准ず
之番、直前議會書付原峯精成二目修正書を減じては甚篤地解消會、
削除しに當り國子、農村現況に併縫耕作の可能性が望め小、
指連攝易ガラス。内減へて、懇款等年終期を定め、左之を原
業者等にて云萬圓の洞額修正とがる事二十
然本会議會の修正動議御承認ありまじか(全會審議成せば)御異議無
て原峯精成二目修正書を准ず
五番、今之三番議會の動議、拂是トモカヨリ主に指連攝易、内減各部

次に本件會はうす。よりサリ言ひて本部程度に考へてしもうと
しうりどりかや向ふ多かく含まれてゐるが、それから其進會の當施
方法についての御意見を聽取らせて欲し。例へば日本は、實量形を重
視するが、生産量消費量の面等は考慮に入れることなくしては確
定して欲しい（當初が異中不りと答辭）。議長、第文類にて。

三番 第一夏基本財產造成基準目録書式計上では、どうあるべき
である。今之春試合、御意見つく。吾隊、声多數御詠申すが
うな様にして。次第に繰り下さる御意見御見解御
施設者セんが、一括申置費額は（黒城敷地の声多數）御意見も
かがかり當出金百八拾萬九千四百零九圓確定致しカす
で蒙る御審議候。先づ第一繰り

春二項自地割合を二。月を三十。円以下、自土地税山林原野半額、三日家屋
税一六六・六円を二元八四五円各修正し。五日、自転車後調查減額計上
して修正し。日十九、合分を二十分位増て修正。明行税也劇場がある
がら二。円下修正。南大綱一該五円。該分計上した

參（次役）山林原野は土地税と課しておかず村民税の資產割と賦課せ
ざる。それ故に土地税一六六・六円減額は村民税が減額して修正しては、
議長、今之動議如何か（精減と年少者多）勘成左休会致します

午後、將之十三時開會致します。時四十五分

越第一款、之に審議取扱す（黒城敷地の声多數）は第一款
三番第三款から第一款迄修正に至る審議が可（精減の声多）
然るでは二款から第一款迄に至る審議して考へ（黒城敷地の声多）
御審議致すから勘合計一六九、二之九月火致します

該表 第七號 五十四度樹木出立率の通し方改め事

樹木合計金六九二之九円也

樹木合計金六九二之九円也

善引枝無し

織田耕用リ才人木(金會運入該無し所)浦場一致で異其事
該表第七號可決確定議付シテ

該表事項がありまじり一予算を申候べ

之等勘定書にて要望。ハシガ吉井林木山場木の勢を村外付
裁場果報書を由村當局を通じ様似佑へ獎勵的達成に努めて頂
き候。一當局から之をセしめり。回答

該表十三番該金天野鐵助さんから木野条例制定へ之建議案が提出さ
れ。ひきすり朗説致します(別紙建議案朗説)

十四番提案理由説明致します。大木本木村井津から玉萬余圓の久松を示
して現況では将来木改が直後應えれ。林地の保護育成と共に伐木
立場の木事却。方法等村役務社の為。早急に木野条例を訂
定して候し。木野条例によて保護取締を嚴く定め。

参考村長現下の状況相応の斧頭である。条例にて木野
木改を実施した。森林法といへりか合せ。早急草算の上
得が少い。と云ふ事中より申れ

十五番。今度は該木村の資源開拓を取上げ早急に定めを
す。伐木区域の木は原則として村民に売却すること。

該依。今度は建設業者へ之等を見らるる人(黑崎がこと多岐の事)
御里森林と林業料決定致しました

議長道「誠實、第九條益林村該會奉旨會計上呈致之于
六番益林村奉旨會計大會村該會奉旨會計上呈致之于
八番益林村該會計大會村該會奉旨會計上呈致之于
參議（議長）村會例文から及以副次長削除之を以テナガス
古舊第二条。及以副議長削除の件贊成
議長十票、修正案如何ですか（賛成の声多）御異議がござ
れ修正案不採用と致しますが各部会の奉旨照准書にて
議長署名推薦を呈上（賛成の声多）「議長の
勅付城主致しましハジタル如右推薦いたす
總務部天野鐵助、宮城萬治、山崎正行、鶴福幸助、反對
財政部、宮城秀福、大曾深水、前田喜重、平良吉、青井良
産業部、宮城則一、野里耕一、末武郎、黒木章、津波助
議長より立人会推選致しました御承諾済ます。次に正副奉旨、
表の達成（議長指名奉上）にて指名致します
總務部天野鐵助、副部長、宮城萬治
財政部、宮城秀福、副部長、大曾深水
産業部、宮城則一、副部長、東武郎
吉義木野奈例制度へ之如何な方法を促進するか
議長特別奉旨會合ですか
參議（議長）先づ村當局開示當て、開示村等と検討し草案、之を審
査、總務部議事進行上要件會合にて提案し候
七番 提出議案は投票不若知事との同席下達付に当り候
參議、事務的、手続的支拂の事、限リ御要請に附せん

八番 宮城商店

十一番、後計支會が久留が生じた場合、本村の地域も甚遠して採用にて
便之所、後計との連絡より不利不便が半外、
参考（材料）北度が一地区に対する総務をもつて居るが、その内に技術は専ら
現地指導に重きを置く事務は勤業、貿易と書かれてある。又、有り難い事から、
村立の地域基盤は大へん充実して又福成してゐる、算盤は半波
式も採用出来るが、将来、綴録整理を圖るべき善處す。

九番 善秀

七番 予算執行部と予算編成者との關係及び編成主任について
参考（材料）二、當市は經理面と直接關係があり、から現在の方法が如何なる事
れど、これを方針じやうけんとして辦理がかかる。
次に、運送局商産組合からの申請につて（別紙配布情）併研究致し
文場、作業場該種を請負、面から釐定しないとの意向がどうぞ請
う。全經濟情自立の立場と軍作業行、山林財源の活用、基本財源と
いう特種有成をねらう。各之の事業は、有成強化、輸出牛の貯蓄
を御観察され御研究、上善の協力が願ひます
以上要望を申す所でありますから用意致します

年月日　一月十二日

右の事項相違無くと認めます

一九三〇年七月五日 証表

右署名

三番 宮城商店
十一番 前田善秀

第三回 村長將被官威嚇

今年九月三十日午前，村長到縣城，找了一天，終歸失望。出面的（金局）官員正巧大忙，一忙，忙到（縣）木業局，半路上，許志才在平涼寺（青州）候着，他說：「請到縣城來，和我一起吃飯。」那縣官沒有空，長車就派了人，前田善右衛門和他一起吃了飯。飯後，許志才說：「縣長剛會見了，要給人指點一下。十四年城令，和經人指點一下。」

許志才說：「本官許志才，竹林事件。」

第一 案審計十二號本官已收賄賂，懲罰八品。

第二 案審計十二號本官已收賄賂，懲罰八品。

第三 案審計十四號二年年度核減竹林款，懲罰八品。

第四 案審計十五號竹林犯科例制定，八品。

總事件

第一 案審計十六號本官未付道認定決，八品。

第二 案審計本官教導教務參照（即改正），八品。

參照 ①本官生里金部 ②收入錢物收存善

案審計十二號本官教導（即記帳本）竹林款，該項
參照：銀錠例改正下，直接借入太照，又放貸會，會本保，起訴，
參照：五個度數合算，本官賦課之款，並水口玉之款，尚未繳收，亦
該項借入者差支人之款，並教育委員會之款，記帳本，起訴，
參照：金庫（金庫事務）借入金額，表示之本，亦起訴。

參照：本官借入期間之金額，給葛同毛（舊借人）。

但此五個年度已教育委員會。

（金庫事務）借入期間之金額，給葛同毛（舊借人）。

い事(年俸銀)を日本の紳商が其様の税見直しによる具体策は、
参考：督促状を有して催告状準備があり成績の良しが、都合の立長官に
も出頭しての格好で懲役下から、やむなき取扱い場合は法外断固拒する
参考教育費は耕校等市町にあり其の強制的欲心、
立派財政の件で小村政は依然としての止む無き至る途上から水兵、
士官等の賃金を減額の依ふて御禁を督撫に上奏せんと為す
参考：先程申以通、五年度賦課よりから賦課徵收する事の違當者、
云者本該休沐事項度量等は、の如くですまう生れに於て(同書)
参考、金額と期間を決めたり、

借入先 琉球銀行

借入額 金拾萬圓也

期間 之ノ月相(借入日より)

利息率 五年度教育費

該長期は該よりあへか(督撫と詳く者多數あり)

では是次に至りて始めて可取致る事

第三條第十二款より程にてす(支那鉄道)

教育の令將來前半期よりです。休會致します

中金

議院開設事、選舉の結果報告事(書記左京通報)

記

大宜味校正 魚袋信吉(委員)四票 山城宗六(補委員)三票

喜屋屋校正 来志貞(委員)二票 前田福作(補委員)二票

津波校正 川上名朝保(委員)二票 津波清松(補委員)二票

喜屋屋校正 岩原久吉(委員)二票 金城保太郎(補委員)四票

村一町、神山款乙(委員會)二票。前田朝幸(補充會)二票。
計本人十票 五人十六票

全票有効

然表選舉結果(以下御黒板)元の記載を差支へ有りませんが

(某候がこの時小有多教)確定於此之教事等

本表自經更正後、投票率第十五號下總(合)官林木野赤備早胡桃

者外、本表例案は第一回總會(天井城會)から總會三水林會の總會(大字)様式

正副演界產業委員會各部より合同得失會議に提出され、本會

該會下十分小研究を乞ひて、附審議願います。該決がりますと行政主席

へ請付請于係(本)請付請合と來りかたがり合會すと請付

卷、樹苗統營若、甘政府補助(本)本村委員会(然)

請長選舉各部改訂す。八番林の結果(記述)加除修正す

第十二、公私有林(凡て)、未旨及ぶ押入

第十三、各區(本)有委員名(本)修正

第十四、(前項の)あるを「前条」不修正

條例細則、第十三条第十四条とあるを「第十二条第十三条」不修正

第十五、(本)請付請合(本)修正

第十六、(本)請付請合(本)修正

今後契約事(本)請付請合(本)不訂立(本)請付請合(本)

相手改有神財金改め恒(本)償金(本)乞

貸付地(本)規定中、第十二条恒(本)用銀把付(本)下年期(本)も恒(本)用銀把付(本)

云々事例(本)改め未善行(本)償金(本)・満(本)一行削除(本)

第十六条(本)小作村業償金使用料(本)行目(本)連木積金(本)未行性(本)

書削除す

議長 大体修正は了じたと思ひますが別に御意見等ありますか
十六番 津波は城山來自來村南側非地村には電線の面から浸害をう
ことは警ましくあつて特種行為者として教訓して住民の事があつる理由を
第一現金收入面では決算直接影響する現金作物の有無等による生活
安定性が道筋工事と現金收入面を見計り施設の延期の欲
参考(村長) 一区域の延期は不可能だ。それより城跡区域の施設をばつて
未だ不審が解消される。将来の為に山林から松林政策も今から樹
立せらるゝが区域の幸福の道筋と思ふ

議長 修正は承ります(要請事項進行と併ぶ者多數)
補足: と缺き本修正案確定いたします。休会します(五時三十分)
議長 用会を終じ(五時三十分) 議事第十四回終了工程致します

書記朝報

議長(村長) 教育施設が立法化され、今後法的賦課する様にして法律や内規令下
陳情の新設施置を以て税法が立法され、本村条例も即ち改正の賦
課方法を決定されます

参考(教育) 制度の細則について説明

議長 今後説明する細則について御意見あれど

之番 教育施設の実績について担当課長細則と認め原案を呈示する

参考(収入) 賦課方法について制紙によつて説明

議長 休会を終じます。(休会時間: 五時三十分) 数字的検討

・ 用会を終じます(財政年終と財政年)

議長 檢討結果は制約五分之一を省略して二分の一を算出する

相除物送人當引給付、ノ等割付額或務者不當九月立給飯、ノ等す
御果核柳丸、ノ是が金貯裏旅赤心精成と呼ぶ、ノ木核木確定
致し奉

城長官核付件と、第十一族某村核定該決、ノ上三段
事、ノ核付核、ノ卷(村表)

市財政課長總務中十尔、現是くが於り核の核定該決
「上經之前」ノ取下す

城長本核は既核過後、從來保持之處處、ノ將至該系、ノ是
(某核表之件、ノ者多數)、ノ核定之件、ノ是

改向之急施事件と、城第十七族村核保徵收率例(即改正)ノ
吾丸核

被核本核は第十四族城第、ノ某(某)年度と相違するに因る、必然的
改正の事から御呈、ノ是の事、ノ某(某城第と呼ぶ者多數)
確定核と化す事、ノ時同拂左端之人、ノ仰會改之事

廿役七將三。分

右核事錄相達ありましん
一九三九年六月六日

第三回(續)酒、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體
一、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體

十一、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體
十二、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體、ノ其大體

林野條例制定に関する建議

本村は西千百六町五又歩の林野を有
しておきに拘らず林産収入は木代金
五万九千二百六十円造林補助金一万七千
五百円計金七万六千七百六十九円しか
見積らざるが然るに林業費は人
件費に全心一万五百八十円樹苗経営費
四万二千円種子代七八百八十四円計金
十三万八千六百六十四円に上り一年五千
九百四円の欠損がある依て東がん林
野條例を制定し是が付策を講ぜ
シハシヒトを建議ア

一九五三年七月五日

大宮市村議会議事天野敏助

大宮市村議会議事天山茂一

錢業第十八號

林業技術指導員、設置について
政府補助金あるにつき設置せんす

一九五三年十一月九日提出

大室味村長官里金次郎

印

大室味村長官里金

大山茂一

説文示第十九號
本年度立木伐採巡査決定につけて
申請の申請中の村林野条例第十二条の規定により別表に依り
決定せんことを

一九五三年十一月九日提出
大宜味村長 宮里金次郎

大宜味村議會長
大山茂一

大宣味等三十戸村役場経営について

畜牛の増殖と税外收入の增收をかるため経営せんよ

一九五三年十一月九日

大宣味村長 宮里金次

大宣味村役場
大山茂一殿

第四回 諮議會議事錄

日將場所五二年十一月九日午前八時開會於村役所會議室
出席議員(全員)山治城正行木山成一山城助一川原平
吉城萬司平良仲藏平左義清山城壽福野里耕
大根深水稻荷寺助天野鐵助板野利登東武節
津波助助前田善乃參照村長島袋清水林業技手
議表用會以宣心署名人指名者七名十之者議會指名
故有寫程(本日)會談付議之事件

第一 諮議本第松、張赤業技術指導員設置

第二 諮議本第松木文度木文深之城決定

第三 諮議本第松木文度木文深之城決定

議表議事付議件議報: 予(吉良)

參照琉球政府下第森林業技術員設置事務處長之現林務技手
人之政府精神之森林技術指導員少用智各學校選一人先四名

木野山已設置之保護取締育成の強化三圖

一看 沿山治水体並山村にて重要木門題を木業木村之樹立

次に臨分れ、四人の巡守を行ふ巡守の方法ハ樹木之水、薪等

同上又も之等管轄の成果如何依之は増額形態之れを云々

參照現行之木業合併、造林、刀美毛置之樹苗圃を擴張之管理

之地年々高め為出来る限道接連域樹苗圃傳設心

又政府補助依存の方で木村自存と之強行実踐され

四人の林業指導員設置決定不之共同決議之が保護取締の張

化之施設計画之推進之の林野条例之相俟つ木業政策

之樹立之如、其事項

一番 樹苗園地裏木有成下二替、一替を取付
樹苗有成と年換樹計画毎何分換樹せん
十番 施業禁樹立木に植当頃が遅者、其要すら思ひが因人之
人用不令シが如く五二六林山下日本山等の事
參照、沒有技術者山林は當初計画を實現する爲めが如きから策
外業トヨリ見思ふ。木々七時半過後園子井井、既
一番 希望通りに二替成る御勘別、計画は解り大變好んで
は杉とかさりの黄葉木を施へて居、又ハ木樹種別植樹
計画をアリナリして配布して頂立たる人宣減らさず原木の
四人設置二替成る勘議す。
該表一参考勘辦如何(金貯積成算)をは確定該表之手
では引續主議案第十九號御審議候す(書記胡謹)
參照、累次清木事業核手別表に依り説明す
二番 伐採期限(五月二十日)(契約箇所あり)
今迄の経過が少く未だ本件事情全般に及ぶ期限より三ヶ月
期限経過の松竹材等の取扱い契約履行を厳守せしむる
好結果あり乍ら次木林野条例K山原川之村山山肩有
松竹材等がつてあるが轉變の場合が事相之勢りを契約条件
として村外の者に移すことを認め、松竹の移し
該要理事項は本文に掲出候付、且つ本該契約外ノ物
裏城御社より又木(裏城木)の量多數御算入於林業之認
可樹生城を致し方々考へ木山山脚にて中余生木
于江戸廿(月)廿二日午前正午合会、木山又木合會

午後二時五分頃

議長 梶井第三種御審議係より書記局

参考 何れ村營米易經營にて、之が御承認の通日より平野拾立の需
要量は一千七千頭を需要するが、現況は株式大島が日本復帰す
れば益々増加するが如く政府も畜牛増殖につは努力成る
獎勵してゐる。收場も裁判所に依り町歩きの使用可能で
恒常的補修も實地調査の上に本と明らかであるが、どう困難とは
思はれず、取扱えず十頭から十五頭程度購入した。
資金は復金、中金何れも借入可也。一千擔置ひにて年償
還。それから善治利潤が来る迄五年で八万三、四手替が
一五万、四四十四円で市町村長会から支拂行方未満中止業、現すれ
ば村營も済むことある。木橋紫は村民福祉の為の金じふく金五
千九百六十元の課題だと思ふ。御研究願ひます
十番目、成勤議事、本業口税外收入による村民負担の軽減が主
政府の方針にて、大いに獎勵すべきに賛成します
議長の今、賛成か議如何がります。(全員賛成を賜る)

満場一致賛成となり原案可決致し第十九

右議事の件(相手あり) 附會

一九二九年九月

議長 大山茂一

大山茂一

七番

十三番

卷之三

1953年度公有林野計画案 (大宜味村)

| 区名 | 施業地 | 樹種 | 面積 | 樹種別 | 面積 |
|-------|-------|------|-------|------|-------|
| 用嘉里 | 赤俟 | 杉 | 1町00 | 杉 | 3町00 |
| " | " | ハシノキ | 2町00 | ハシノキ | 3.5町 |
| " | " | マツ | 1.140 | イシニ | 5.88 |
| 喜如嘉 | 当山 | 杉 | 0.20 | ソーンス | 2.00 |
| 諱名城 | 瀧口 | 杉 | 0.120 | クヌ | 0.440 |
| " | " | マツ | 2.100 | ケ | 2.90 |
| 大宜味外 | 松山 | 杉 | 0.16 | マツ | 3.60 |
| " | " | クヌ | 0.14 | | |
| " | 比謝 | スギ | 0.13 | | |
| 根路銘外 | 棚原山 | 伊集 | 0.19 | | |
| 塩屋外 | 大田芳 | マツ | 0.12 | | |
| " 3班 | 大工又 | イシニ | 1.108 | | |
| " 1班 | 大工又 | イシニ | 3.130 | | |
| " 10班 | 大工又 | イシニ | 0.160 | | |
| " 2 | 大工又 | ケ | 0.150 | | |
| " 4 | 半崎 | ソーンス | 2.100 | | |
| 喜如嘉 | 七瀧 | ケ | 1.00 | | |
| 根路銘外 | 新敷 | 杉 | 0.170 | | |
| 臼浜 | 羊崎 | ケ | 0.150 | | |
| 塩屋 | 羊崎 | ケ | 0.130 | | |
| 津波 | クニシタ原 | ハシノキ | 1.150 | | |
| 計 | | | 20.68 | | |

1954年度各區別伐採區域找積表(大宜味村)

| 区名 | 面積 | 伐積 | 單價 | 價值 | 摘要 |
|-------|-------|---------|-----|----------|----|
| 津波 | 14.95 | 1,742石 | 500 | 8710円 | |
| 宮城 | 2.86 | 285石 | " | 1,425石 | |
| 白浜 | 1.50 | 138石 | " | 690石 | |
| 大保 | 3.95 | 809石 | " | 4,045石 | |
| 田港 | 4.00 | 685石 | " | 3,425石 | |
| 屋古 | 2.75 | 501石 | " | 2,505石 | |
| 押川 | 3.40 | 503石 | " | 2,515石 | |
| 塙屋 | 19.80 | 2446石 | " | 12,230石 | |
| 根路綿工原 | 15.42 | 2211石 | " | 11,055石 | |
| 大宜味外2 | 19.30 | 4381石 | " | 21,905石 | |
| 喜如嘉 | 20.40 | 2389石 | " | 11,845石 | |
| 諫名城 | 12.44 | 1766石 | " | 8,830石 | |
| 田豪屋 | 14.43 | 2148石 | " | 13,740石 | |
| 計 | 135石 | 20,601石 | " | 102,930石 | |

找積算定法 找積 = 標準地找積 × 全面積

参考 現在の標準規格は薪40束2.7石

1石は10立方尺 複数は年間採り

1954年度樹苗園生産苗木内訳表

1山出見込本数 54,660本

1計画造林地所要量 39,060本

1造林希望者へ販賣苗木 15,600本

1本50戻元 1金7,800円收入